

国は空襲被災者・遺族に謝罪と補償を！

大阪空襲訴訟ニュース

第 11 号
2011 年 5 月 15 日

(インターネットでも随時
情報を提供しています。)

原告団・支える会 <http://www.osaka-kusyu.org/blog/>

弁 護 団 <http://o-bengosi.hp.infoseek.co.jp/osaka-kusyu/>

結審は7月11日(月)午後2時から

5月から大阪地裁・国会宛に署名運動を

国に対して一般戦災被害者への補償と謝罪を求めて2008年12月に提訴した大阪空襲訴訟は、2月28日と3月9日に裁判の山場となる本人尋問、証人尋問を終え(2-3ページ参照)、いよいよこの裁判の結審が7月11日(月)2時から行われることになりました。

結審に向けて弁護団はこれまでの9回にわたって開かれた口頭弁論での主張を集約し、最終弁論に望むべく準備を始めました。そして、注目の判決は早ければ年内にも出る可能性があります。

また、同時並行して進められている東京大空襲訴訟の控訴審も、偶然ですが、大阪と同じ7月11日に結審となります。沖縄でも1944年10月の那覇大空襲の被災者を中心に訴訟の準備が進められています。

一方、戦時災害援護法の制定を求める運

動も始まっており、その運動をすすめる組織として「全国空襲被害者連絡協議会」(全国空襲連)が訴訟を起こしていない全国の他の都市をも巻き込んで活動を展開しています。

* * * *

大阪空襲訴訟ではこの裁判を担当する大阪地裁民事第17部に対して、空襲被害者の救済と国の謝罪の判決をもとめる署名活動を始めることになりました。この署名では同時平行して、国会に対して戦時災害援護法の制定を1日でも早くすすめるように求める請願署名も行っていきます。

とくに、裁判所に提出する署名は、6月末を第1次の締め切りとし、遅くとも裁判官の合議にも間に合うように第2次の集約を9月末とします。多くの皆様のご協力で、一人でも多くの署名獲得にご協力下さい。(支える会事務局長 谷川)

署名運動を取り組むに当たってのお願い

- ・署名運動の第1次集約は6月30日です。弁護団事務局の法律事務所へ郵送をお願いします。(なお、料金受取人払の封筒を用意しています)
- ・各種の催し、イベントで署名活動をできるように配慮ください。原告等が出かけて署名活動をさせていただきます。
- ・署名用紙は数千枚用意していますので、必要枚数を郵送またはお届けします。

<連絡先はこのニュースの8ページに掲載しています>